

食品栄養データ利用許諾契約書

株式会社アイ・エム・デイ（以下「甲」という）と●●●●（以下「乙」という）とは、甲が所有する食品栄養データベース（以下、「食品データ」という）の利用許諾について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を取り交わす。

第1条（定義）

本契約において使用される用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「食品データ」とは、食品に関するデータまたは情報であり、APIにて、甲から乙に提供されるものをいう。
- (2) 「本サービス」とは、『●●●●』（仮称）を示す。
- (3) 「ユーザ」とは、本サービスの利用者をいう。
- (4) 「AWS」とは、Amazon Web Services をいう。

第2条（利用許諾）

甲は、食品データに関し、以下に定める日本国内での非独占かつ譲渡不能の権利を乙に許諾する。

- (1) 食品データを、別紙Aに定める条件で利用する権利
- (2) 食品データを、本契約に定める範囲内でユーザに利用させる権利
- (3) 本サービスの提供に必要な範囲での、食品データの複製または改変をする権利（食品データに関する検索キーワードの設定を行う権利を含む）
- (4) 甲の事前の書面または電子メールによる明確な許諾を得た範囲において、本サービスの広告宣伝または販売促進を目的とした、食品データの一部を Web サイト、メールマガジン、パンフレットその他広告宣伝物に掲載する権利。

第3条（乙の義務）

- 1 乙は、食品データに関し以下の行為を行ってはならない。
 - (1) バックアップおよび第2条(3)に定める目的以外の複製または改変
 - (2) 本契約における利用許諾範囲を超えた利用または再利用
 - (3) 食品データ内容（個別、全体を問わず）の正確な複製が機械的に行える形式での一括表示やダウンロード許可
 - (4) 本サービス以外での利用
 - (5) 食品データ内容（個別、全体を問わず）を含むソフトウェア・アプリケーションの配布や提供（組み込み、埋め込みソフトウェアを含む。また無償、有償を問わず。）
 - (6) 販売、貸与および譲渡
 - (7) 甲による許諾のない第2条に定める権利の再許諾
 - (8) 甲による許諾のない転用
 - (9) 本項目(1)から(8)に関わらず、別紙Aに利用条件の定めがある場合は、別紙Aの定めを優先する
- 2 乙は、食品データを適切な保護と管理下において運用するものとする。
- 3 乙は、第2条(3)及び(4)に基づき改変、編集、検索キーワードの設定を行った場合でも、その改変等した食品データについて、新たに著作権等の権利を取得するものではないことを確認する。

第4条（甲の義務）

- 1 甲は、本契約期間中、食品データが正確であるように努めるものとする。
- 2 甲は、明らかな食品データの瑕疵または状況に不適切な数値を甲が自ら発見した場合または瑕疵または不適切な数値について第三者より通告された場合、速やかに無償で食品データを修正または変更するものとする。但し、市販食品の分量変更や公表されていない栄養成分の数値についての修正または変更については、甲が最終判断をするものとする。
- 3 小麦やコメ類など多岐にわたる食品原材料の卸価格変動に伴い、市販食品や外食食品の分量やエネルギーが変更された場合、甲は、順次、食品データの適正化に努めるものとする。

- 4 甲は、利用許諾形態または条件の変更、甲の運営形態の変更、第11条第2項に該当する可能性が生ずる等の事情が生じた場合は、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3ヶ月前にその旨乙に通知するものとする。その場合甲は、本サービスの運営およびユーザの利用に支障のないよう、必要な措置を行うものとし、甲の責による事由にて本サービスの運営およびユーザの利用に支障をきたし、乙に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとする。ただし、甲の損害賠償責任は、乙の通常かつ直接の損害に限定するものとし、甲の予見の有無を問わず特別の事情から生じた乙の損害、乙の逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく乙の損害については、甲は責任を負わないものとする。

第5条（対価）

乙は、甲に対し、第2条に定める利用許諾の対価を、別紙Aに定める条件および方法にて支払うものとする。

第6条（権利表示）

乙は、甲より食品データの提供を受けている旨を、本サービス上に提示するものとし、提示方法と内容については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。また甲は、乙へ食品データの提供をしている旨を、乙の許諾を得た範囲において、広告宣伝または販売促進のために営業資料等に提示できるものとし、提示方法と内容については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第7条（報告）

- 1 食品データの精度を効率的に高めること等を目的として、乙は、甲に対する食品データに関する以下の情報（以下「マーケティングデータ」という）の報告（以下「フィードバック」という）を行うものとする。
 - (1) ユーザが「食品データ」を利用した場合の参照回数（各食品毎の参照回数）
 - (2) サービス全体のユーザの属性情報（性別、年齢分布）
- 2 乙は、フィードバックを一か月もしくは二か月毎に前月の集計データを当月末日までに甲に対して行うものとする。
- 3 甲および乙は、フィードバックのシステムまたは体制を両者共同して整えるものとする。
- 4 マーケティングデータは、第11条に定める秘密情報に含むものとする。
- 5 フィードバックについて別紙Aにて定義されていない場合、フィードバックは不要とする。

第8条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、以下の事項を保証する。
- 2 本契約締結時点において、食品データに関して第三者から甲に対する知的財産権その他の権利の侵害に基づく何らの警告、請求または訴えの提起もなされていないこと。また、その恐れもないこと。
- 3 前項にかかわらず、以下の事項については保証の限りではないものとする。
 - (1) 食品データが厳密に正確であること（但し、第4条に定める食品データの正確性に関する努力を行うものとする）。
- 4 甲は、第1項において甲が保証した事項が事実と相違し、当該相違により乙に損害が生じた場合は、乙に対してその損害を賠償するものとする。ただし、甲の損害賠償責任は、乙の通常かつ直接の損害に限定するものとし、甲の予見の有無を問わず特別の事情から生じた乙の損害、乙の逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく乙の損害については、甲は責任を負わないものとする。
- 5 甲は、食品データまたは食品データの利用に関して、第三者から権利侵害の主張がなされ、またはその他の紛争が生じた場合は、自己の負担と責任でこれを解決するものとし、乙に一切迷惑を及ぼさないものとする。

第9条（制限事項）

一般的に食品は環境によって組成や含有量等が変化し、栄養成分についても最終的に摂取する個人毎に

異なるものであり、食品データはその性格上、人命に直接関わる利用用途としては適切ではなく、あくまでも食品の参考数値として扱うようエンドユーザ又は患者・医師・保健師等に提示すること。

第10条（第三者による権利侵害）

甲および乙は、食品データに関する甲または乙の権利を侵害する事実を発見した場合は、直ちに相手方に通知し、甲乙相互に協力してこれに対処するものとする。

第11条（秘密保持義務）

- 1 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約の内容、ならびに本契約に基づいて相手方から書面、口頭その他媒体を問わずに開示を受けた技術情報、営業情報、本契約の履行に際して知り得た個人情報、その他本契約の履行にかかる情報（本契約の締結を前提として本契約締結前に開示を受けた情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示、漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、甲及び乙は、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己又は自己の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に規定する関係会社をいう。なお、当該規則の当該規定中、「財務諸表提出会社」とあるところは、甲又は乙に読み替えるものとする。）の役員、従業員並びに弁護士、税理士及び会計監査人に対して、相手方より開示された秘密情報を開示することができる。甲及び乙は、かかる秘密情報の開示を受けた者による秘密情報の取り扱いにつき、自己の行為とみなしてその責任を負うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示時点において秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報。
 - (2) 開示時点において既に公知となっている情報。
 - (3) 開示を受けた後に自らの責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
 - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発または作成した情報。
- 3 甲および乙は、本条第1項の規定にかかわらず、法令に基づき裁判所、政府その他行政機関から秘密情報の開示を求められた場合は、相手方の承諾なくこれに応じることができる。但し、これに応じた場合は速やかに相手方にその旨通知するものとする。
- 4 甲および乙は、本契約が終了した場合または相手方からの要請があった場合は、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとする。
- 5 本条の規定は、本契約終了後も3年間は有効に存続するものとする。

第12条（契約解除）

- 1 甲および乙は、相手方が本契約の条項の一に違背した場合、30日の猶予を以て、その是正を催告し、当該猶予期間経過後も相手方が是正しない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方に対して何らの通知や催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 手形もしくは小切手を不渡りとして手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または、支払不能もしくは支払停止等の事由が生じたとき
 - (2) 差押、仮差押、租税滞納処分もしくは競売の申立を受けた場合、または破産手続開始、特別清算、民事再生開始、会社更生手続開始等の申立を受け、または自ら申立をしたとき
 - (3) 監督官庁による営業許可の取消、停止処分を受けたとき
 - (4) 営業の全てもしくは重要な一部を廃止もしくは譲渡し、または、会社の重大なる変更または解散の決議をなしたとき
 - (5) 反社会的勢力（暴力団等）である場合または密接な関係がある場合
 - (6) 前各号に類する信用状況が著しく悪化したと認められる事情が発生したとき
- 3 前項による解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第13条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に関連して自らの責に帰すべき事由により相手方に損害が生じた場合、通常かつ直接の損害を賠償する責任を負うものとする。

第14条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約に基づく権利、義務、債務、債権の全部もしくは一部を事前に相手方の書面による承諾なしに、第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第15条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日より、別紙Aに定める食品データの利用許諾期間終了日までとする。
- 2 甲または乙より、本契約終了日の45日前までに相手方に対して書面または電子メール等の意思表示がない場合は、本契約は1年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。
- 3 前第1項並びに前第2項、及び別紙A第10項並びに第11項の定めにもかかわらず、乙は、本契約を終了しようとする日の2か月前までに契約終了の意思表示を書面で相手方に通知することにより、本契約を終了させることができる。但し、契約終了時期を問わず、利用許諾費の返金を求めることは出来ない。

第16条（契約終了に関する措置）

- 1 乙は、本契約終了後、食品名称等を含む全ての食品データについて継続、新規を問わず利用してはならず、次項に定める事由等、合理的な理由のない限り、乙が有する全ての食品データを消去または削除しなければならないものとする。その際、甲は、食品データの消去または削除について、乙に対する監査もしくは確認の提出等、その確認を行うことができるものとする。
- 2 本契約の終了は、本契約終了時点までにユーザが食品データを利用した結果に関し、何ら制限を与えるものではなく、ユーザは、自己が有する食品データに関する情報を引き続き保持、利用しうるものとする。但し、本契約時にユーザが有する食品データに関する情報を、乙は、本契約終了後に、いかなる方法によっても利用することはできない。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項または、本契約の条項の解釈に疑義がある場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

第18条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関連して甲乙間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第19条（特記事項）

本契約に定める事項以外の特記事項は別紙Bに定めるとおりとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年●月●日

甲：株式会社アイ・エム・デイ
東京都港区麻布十番二丁目19番4号
シルバープラザ麻布十番501
代表取締役社長 峯尾 淳一

乙：

別紙A

1. 本サービス（本契約第1条(2)）の名称と URL
2. ・名称 : ●●●●●
3. ・URL : http://●●●●●

4. 契約件数と、利用許諾期間
 - ・食品データ契約件数 : 20万件以上
 - ・食品データ利用許諾期間 : 2020年●月●日より2020年●月●日まで

5. 食品データの内容
 - (1) 識別子（独自 ID）
 - (2) 食品名称
 - (3) 食品名称の読み（ひらがな）
 - (4) 仕様書番号 **以下サンプル**
 - 1 エネルギー (e)
 - 2 分量 (unit) ※一般量に調整済
 - 3 たんぱく質 (p)
 - 4 糖質 (carbo)
 - 5 食塩相当量 (nacl)

※食品データには、文部科学省の日本食品標準成分表 2015 年版は含まない。該当データの商用利用については所管権利元に別途確認が必要である。

※食品データについては一般成人向けデータとしての管理、整理されていることを前提とする。

6. 利用形態
 - ・運用方式：API（レスポンス形式は json 形式とする）

7. 利用条件
 - (1) 乙は、ユーザ端末内へ食品データを埋め込む場合、甲のコピーライトを検索実行時に表示する。
なお、甲のコピーライト表記は、以下とする。

© IMD. jp
 - (2) 乙は、ユーザ端末内に食品データを埋め込む場合、第三者から食品データを抜き取られない形式で保存を行うものとする。但し、表示されている数個のデータの画面キャプチャー等による取得は、これに該当しない。
 - (3) 乙は、食品データの安全な取り扱いに関する実装状況を、メールまたは書面にて甲へ通知し、その許諾を得なければならないものとする。
 - (4) 乙は、ユーザ数に制限なく利用可能とする。
 - (5) 乙は、甲の書面による承諾を得たうえで、乙が本サービスと異なるサービス（以下「別サービス」）で食品データを利用する場合は、食品データを使用するデータベースが本サービスで使用するデータベースと共通または同一であっても、本サービスの対価とは別途の対価が生じるものとする。
 - (6) 乙は、前項(1)から(6)に定める利用条件を乙が満たさず、甲に損害が生じた場合は、甲に対してその損害を賠償するものとする。乙の損害賠償額は、両社協議の上定めるものとする。
 - (7) 乙は、本契約第7条に定めるフィードバックを行うものとする。

8. 対価と支払い

(1) 対価

項目	対価（消費税別）
初期費用	¥000-
ライセンス費用	¥000-
API 年間ご利用料金 エコノミー版	¥000-
計	¥000-

- (2) API は VPS ホスト単位で提供するものとして、API 年間ご利用料金は VPS ホスト毎にかかるものとする。
- (3) 利用サーバが Kagoya cloud である場合には、上記 API 年間ご利用料金は Kagoya cloud 運用にかかる実費も含まれる。利用サーバが AWS である場合には、AWS 運用にかかる実費を、(1) の対価とは区別して、別途乙から甲に対して請求するものとする。
- (4) 乙は、上記に定める対価を、20●●年●月●日までに甲の指定する銀行口座へ現金振り込みにて支払うものとする。なお振込手数料は乙の負担とする。

・指定口座

三菱UFJ銀行 麻布支店 普通預金 5036454 口座名義 : 株式会社 アイ・エム・デイ 口座名義 (カナ) : カ) アイエムデイ
--

9. API の納品

甲は、乙に対し 振込完了を確認次第、速やかに以下の通り API を納品する。

納入期日：2020年●月●日

納入形態：メールにて通知

10. 食品データ利用許諾期間の年度更新

- (1) 利用許諾期間は更新できるものとし、乙は、食品データの利用の更新を希望する場合は、書面もしくは電子メールにて甲へ更新の意思を通知する。
- (2) 更新を行う場合の利用許諾期間は1年(12か月)単位とし、その単価は税別年額●万円(ライセンス費用+API年間ご利用料金)とする。また支払い期限は前4項に定める利用許諾期間終了日と定める。

11. 本契約の終了

- (1) 乙は、本契約更新しない場合、利用許諾期間終了日の45日前までに書面もしくは電子メールにて甲へ終了の意思を通知し、甲から同通知の受領の確認を得る必要がある。甲は、同通知受領を拒否することはできない。
- (2) 乙は、本契約第15条（契約終了に関する措置）を順守すべく、甲が指定する削除誓約書（食品データを削除し、一切、再利用しない旨への承諾）に押印し、本契約終了までに甲へ書面で送付する。
- (3) 乙が、前項の削除誓約書を送付しなかった場合又は適切な押印をしなかった場合、本契約は解除できず、自動更新として甲は乙に対し、継続費用の請求を行い、乙は対価を支払わなければならないものとする。乙がこれに応じない場合は、本契約第12条（損害賠償）に該当する行為とする。

API 特記事項

API には検索機能及び記録、ユーザ管理機能が標準で搭載されています。

全機能について、独立したホストでご提供する占有サービスのため、ご提供する API が稼働するクラウドサービス又は VPS サーバーの動作保証に、規模性や動作は準じるものとなります。

検索機能について利用する食品データは、甲が運用する主サーバーからレプリケーションされたデータを用い、乙が指定した内容で構成されるデータ生成を含み、甲が管理運営をします。

1. API での記録機能についてのデータ保証における免責

- (1) 甲は、乙が API を利用する場合において、特にユーザ記録データについては、API を提供するクラウドサービス又は VPS サーバーの保証規定に則るものとし、甲として継続的保存保証は出来ないものとする。

2. 記録機能やユーザ管理について利用する場合の付帯条件

- (1) 乙が API にて記録やユーザ管理を利用する場合、甲及び乙は、データの保全及びユーザサポート関連を含む課題に取り組むべく、別途、運用サポート契約を有償にて締結するものとする。

3. アクセス元 IP アドレスの制限

- (1) API へのアクセスは Source IP Address 制限で保護するものとする。
- (2) ドメイン制限の場合、当該ドメインを乙が管理している場合に限る。
- (3) 同上制限が実施できない場合、代替トークン認証機能を導入するために 20 万円の作業費と、VPS 利用代金を次更新から 20% 加算するものとする。

4. API の動作保証のために甲は合理的最善を尽くすものとし、改善に努める義務を確認する。VPS 事業社及びインターネットを原因とする障害等を除く、甲が提供する API の障害発生時(複数 VPS による API 提供時は、複数 VPS の全 API が障害によりアクセス困難になる状況時)は、24 時間以内の可及的速やかに、障害復旧を行う。

以上